

埼玉県ふるさと認証食品認証要綱

第1 目的

この要綱は、埼玉県内で生産又は製造される良質な農産物及び加工食品（以下「農産物等」という。）について県が一定の基準を設け、その基準に適合するものを、埼玉県ふるさと認証食品（以下「認証食品」という。）又は埼玉県ふるさと認証食品プレミアム（以下「プレミアム認証食品」という。）として認証するのに必要な事項を定め、認証食品及びプレミアム認証食品（以下「認証食品等」という。）に対する消費者の信頼を高めてその普及と需要拡大を図り、もってふるさと埼玉の再発見と本県農業の振興に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において「認証」とは、農産物等について、原材料、品質、表示等の一定の基準（以下「認証基準」という。）を品目ごとに設定し、その基準に適合するものについて、申請に基づき認証食品等として認めることをいい、消費者が明らかに識別できるよう、認証食品に認証マークを付すことをもって行う。

第3 認証基準

- 1 認証基準を定めようとするときは、その加工食品の製造事業者、行政機関、学識経験者等の意見を聴くものとする。
- 2 前項の規定は、認証基準を変更し、又は廃止する場合について準用する。ただし、その変更内容が軽微であるときは、この限りでない。

第4 認証の申請

- 1 農産物等の認証を受けようとする者は、埼玉県ふるさと認証食品認証申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別に定める必要書類等を添付して知事に提出するものとする。
- 2 1の認証を受けようとする者は、農産物等の生産者、製造者又は販売者で、埼玉県内に住所地（法人にあっては事務所、販売所又は工場の所在地）を有する者でなければならない。
ただし、販売者にあっては、認証基準に適合するよう加工食品の原材料に埼玉県産を指定し、当該原材料の仕入れを管理できる者に限る。
- 3 みその申請については受付期間を毎年11月20日から12月20日とする。

第5 認証審査

知事は、第4の規定による申請があった場合は、申請の内容が、認証基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

第6 認証の決定

- 1 知事は、第4の規定による申請の内容が、認証基準に適合すると認めるときは認証し、当該申請者に対し埼玉県ふるさと認証食品認証書（様式第2号、様式第2-2号）を交付するものとする。

- 2 知事は、認証しない（以下「非認証」という。）と決定したときは、理由を付して、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第7 非認証農産物等の再申請

第6の規定により非認証と決定された農産物等については、決定された日から6か月を経過しなければ新たに認証の申請をすることができない。

第8 認証の有効期間及び継続申請

- 1 認証の有効期間は、認証を決定した日から3年間とする。
- 2 認証食品の認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間の終了する20日前までに第4により認証の継続申請を行うものとする。
- 3 既に認証を受けている認証食品が、プレミアム認証食品の認証を受ける場合は、そのプレミアム認証食品の認証の有効期間を当該認証食品の有効期間の終期と同一とする。

第9 申請内容の変更

認証事業者は、申請書の記載内容に変更を生じたときは、速やかに届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第10 認証の取下げ

認証食品の認証を取下げようとする認証事業者は、埼玉県ふるさと認証食品認証取下げ申請書（様式第4号）に交付されている埼玉県ふるさと認証食品認証書（プレミアム認証書を含む）を添付して知事に提出するものとする。

第11 認証の表示

- 1 認証事業者は、当該認証食品又は当該認証食品の包装若しくは容器に認証マーク（様式第5号、様式第5-2号）を表示することができる。
- 2 認証マークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとする。
- 3 認証マークの表示に要する経費は、認証事業者が負担する。

第12 点検指導及び市販品調査

- 1 知事は、必要に応じて、認証食品の生産地又は製造工場等に対する点検指導を行うものとする。
- 2 知事は、必要に応じて、市販されている認証食品等について、品質、表示等についての抽出調査を行うものとする。
- 3 知事は、市販品調査の結果、認証基準に適合しないと認められるときは、必要な指示を行うものとする。

第13 違反者に対する措置

知事は、次の各号の一に該当があると認められた場合は、その者の氏名（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）等を公表することができる。

- 一 認証を受けない者による認証マークの使用があったとき
- 二 認証事業者による認証マークの不正使用があったとき
- 三 虚偽の申請により認証を受けたとき
- 四 第12の3に規定する指示に従わないとき
- 五 その他、この要綱に違反する行為があるとき

第14 認証の取消し

- 1 認証事業者から第10に規定する取下げ申請書が提出された場合、知事は、認証を取り消すものとする。
- 2 前項の規定により認証を取り消された農産物等は、取下げ申請書に記載された取下げ理由が解消した後でなければ新たに認証の申請ができない。
- 3 認証事業者が、第13の違反行為を行ったと認められる場合、知事は、認証を取り消すことができる。
- 4 前項の規定により認証を取消された農産物等は、当該取消しの日から1年を経過しなければ新たに認証の申請ができない。

第15 書類の提出先

この要綱に基づき知事に提出すべき書類の提出先は、提出する者の所在地及び生産地又は製造工場の所在地を管轄する農林振興センターとする。ただし、複数の農林振興センターが該当する場合は、申請者の住所地（法人にあっては主たる事務所又は工場の所在地）を管轄する農林振興センターとする。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年3月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

ただし、様式第1号については、旧要綱の様式を平成26年9月30日まで使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。